

## 令和4年度第1回香川県広域水道企業団運営協議会議事録

■日時:令和4年10月24日(月) 15:00~15:50

■開催方法:Web会議

■出席者:「出席者名簿」のとおり

### ■次第

1 開会

2 会長(知事)挨拶

3 議題

(1) 香川県広域水道企業団議会への提出議案等について

○予算議案

・令和4年度水道事業会計補正予算

(旧丸亀市水道事業の給水区域における料金減免について)

○予算外議案

・条例改正

(旧土庄町水道事業の給水区域における料金改定について ほか)

・水道事業会計、工業用水道事業会計の決算認定等

○報告事項

(2) 香川県水道広域化基本計画(施設整備計画及び財政収支見直し)のローリングについて

(3) 料金統一化、基本計画関係スケジュールについて

(4) 企業長の任命について

4 閉会

### ■配付資料

(資料1) 令和4年11月香川県広域水道企業団議会定例会について

(資料2) 令和4年11月議案の概要

(資料2-1) 旧丸亀市水道事業の給水区域における料金減免に係る今後のスケジュール

(資料2-2) 令和3年度香川県広域水道企業団決算参考資料

(資料3) 香川県水道広域化基本計画(施設整備計画及び財政収支見直し)のローリン

グについて

(資料4) 料金統一化、基本計画関係スケジュール

(資料5) 企業長の任命について(案)

(資料6) 令和4年11月香川県広域水道企業団議会定例会議案(案)

(資料7) 令和4年度補正予算説明書

(資料8) 令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計決算書

令和3年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計決算書

(資料9) 令和3年度繰越計算書

(資料10) 香川県広域水道企業団資金不足比率報告書

(資料11) 債権放棄報告書

(資料12) 令和3年度香川県広域水道企業団決算審査意見書

(資料13) 令和3年度決算に基づく香川県広域水道企業団資金不足比率審査意見書

#### ■議事

●司会 開会

●会長 挨拶

●司会 議長について

●議長

- ・本日の議題のうち、まず、議題の「(1) 香川県広域水道企業団議会への提出議案等について」事務局から説明してください。

●事務局

- ・議題の「香川県広域水道企業団議会への提出議案等について」を御説明いたします。

お手元の資料1を御覧ください。

企業団議会につきましては、「香川県広域水道企業団議会定例会に関する条例」に基づき、年2回定例会を開催することとされており、今年度第1回目の企業団議会定例会を来月15日の午前10時から、香川県庁本館21階特別会議室を議場として開催する予定としております。

当日の議事としては、企業長提出議案として、予算議案 1 議案、予算外議案 6 議案を予定しており、議案の主な内容について、資料 2、「議案の概要」等により御説明いたします。

少々長くなりますが、全体を通して御説明させていただきたいと存じます。

- 1 ページを御覧ください。

まず、予算議案は、第 1 号「令和 4 年度 香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案」でございます。

- 2 ページをお開き願います。

補正予算の概要についてでございます。

- 3 ページを御覧ください。

丸亀市から、10 月 5 日付けでコロナ禍における物価高騰等の影響を受けている生活者及び事業者の負担軽減を図るため、同市の負担において、旧丸亀市水道事業の給水区域における水道の使用に係る基本料金を免除するよう依頼を受けたことに伴い、補正予算を調製するものでございます。

丸亀市からの負担額は 2 億 3,000 万円で、内訳として水道基本料金減免措置に係る減額分の補填として 2 億 2,300 万円、水道料金等調定システム改修費、広報費用等事務費、人件費として 700 万円となっており、負担金として受入れしようとするものであります。免除対象は、旧丸亀市水道事業の給水区域における水道の使用に係る基本料金でございます。区域につきましては、一部、丸亀市以外の市町を含んでおり、具体的には、9 月 28 日時点で坂出市に 1 件、善通寺市に 10 件、宇多津町に 122 件、綾川町に 149 件、まんのう町に 11 件の免除対象がございます。なお、官公庁の使用に係るものは、除いていきます。免除期間は、令和 5 年 1 月及び 3 月検針分の 4 か月間となります。

口径が 13 ミリと 20 ミリの主に家庭用が約 5 万 2,000 件となっており、1 件当たり 3,960 円の減額となります。

また、口径が 25 ミリ以上の主に事業所用が約 2,000 件となっており、1 件当たり 5,940 円から 22 万 4,400 円の減額となります。

これまでの経緯といたしましては、丸亀市長から6月15日付けで水道料金を減免していただきたい旨の申入書の提出がございました。企業団として、首長の皆様から、様々なご意見を賜りましたが、運営協議会にお諮りすることについて、御了解をいただきましたので、企業団運営の基本にかかわる重要な事項としてご提案させていただくことになりました。

企業団といたしましては、現在、企業団は旧事業体それぞれの料金制度を用い、旧事業体ごとに区分経理をしており、財政的な面で丸亀以外の事業体に直接的な影響を及ぼさないこと、また、丸亀事業体も丸亀市から免除分は補填されるため財政負担は生じないことから、財政的な面では特段の支障はないものと思料されますことから、御理解を賜りたいと考えております。

なお、県内統一料金後に、今回と同様の申し出があった場合には、水道料金が公の施設の利用について徴収する「使用料」としての性格を有することから、一部の地域に対して配慮するような取り扱いの公平性を欠くものとして、法的な制約を受けるものと考えております。

また、今後のスケジュールについては、恐れ入りますが、別葉の資料2-1でご説明させていただきます。

運営協議会で御承認いただきましたら、11月15日の企業団議会定例会に補正予算案を提出させていただき、議決が得られましたら、水道料金等調定システムの改修を行い、来年1月と3月検針分の基本料金を免除する予定としております。

また、周知方法といたしましては、丸亀市での広報紙及びホームページでお知らせするほか、企業団でのホームページでの周知と、検針時に検針票と合わせて、基本料金免除のチラシを関係市町の御意見も伺い作成し、配布することとしております。

予算議案の概要につきましては以上でございます。

- ・次に、予算外議案について御説明申し上げます。

資料2、「議案の概要」の4ページと5ページにお戻りください。

まず、第2号議案「香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案」

でございます。

水道事業の経営の健全化を図り、安全で安心して使用することができる水道水を安定的に供給することを目的として、「旧土庄町水道事業の給水区域」における料金について、金額の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

香川県水道広域化基本計画におきまして、令和9年度までの財政収支見通しで、内部留保資金、企業債残高の指標の達成が求められておりますが、旧土庄町事業体におきましては、肥土山浄水場の更新費用の増加等に伴い、計画の指標の達成が困難となることから、「旧土庄町水道事業の給水区域」における料金の額を、全ての用途、口径について一律20%引き上げるものでございます。

施行期日は、「令和5年4月1日」としており、定期検針としては、「同年6月検針分」からの適用となります。

なお、財源措置として、料金改定に加えて総務省出資債制度に基づく町からの出資金を予定いたしております。

土庄料金改定関係の議案の概要については、以上でございます。

- ・6ページをお開き願います。

第3号議案の「香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案」は、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を考慮して、会計年度任用職員の退職手当を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、フルタイム会計年度任用職員に係る退職手当の基準のうち、勤務した日数に係る要件を緩和するものです。施行期日は、公布の日としています。

- ・次に第4号議案及び第5号議案の2議案についてでございます。

いずれも、専決処分事項について御報告し、御承認をいただこうとするものでございます。

第4号議案は、令和4年3月14日に専決処分により「香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例」の一部を改正したものです。

具体的には、国家公務員の非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和されることとの均衡

を考慮して、企業団の非常勤職員の育児休業の取得要件について、引き続き在職した期間が1年以上であるとする規定を削除する等の所要の改正を行ったものです。

- ・ 7 ページを御覧ください。

第5号議案は、令和4年8月26日に専決処分により「香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例」の一部を改正したものです。

具体的には、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、及び国家公務員の非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和されること等との均衡を考慮して、企業団の非常勤職員の育児休業の取得要件について、子が1歳以降の育児休業を夫婦交替で取得できることとする等のため、所要の改正を行ったものです。

- ・ 8 ページをお開き願います。

第6号議案の「令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分」についてでございます。

まず、1の業務量のうち、一番上の給水戸数については、これまで国の統計において明確な計上方法が示されていなかったことから、各事業体が市町運営時の方法を踏襲して算出してまいりましたが、※1のとおり令和3年度に、すべてのブロックにおいて事務の集約化が図られたのを機に見直しを行い、調定戸数を基礎とした方法に統一いたしました。これにより令和2年度から見かけ上増加いたしておりますが、令和3年度を見直し前の方法に置き換えると42万7,000戸となり、給水人口、給水量と同様に微減となります。年間有収水量については、水道メーターの検針サイクル統一の影響がございましたが、この影響を除いた場合の推計値でも、前年度から微減の状況であります。また、有収率は約88%で微増となっております。

- ・ 9 ページを御覧ください。

2の予算執行状況、(1)収益的収支についてであります。収支差引は、税込みで25億円余の黒字、給水収益は、税込みで214億円余であります。

- ・ 10 ページをお開き願います。

(2)の資本的収支の支出のうち、建設改良費は、140億円余であります。

また、建設改良費の翌年度への繰越額は76億円余で、その財源として、(注2)のとおり、6億円余を国庫補助金、6億円余を企業債、1億円余を出資金等、62億円余を自己資金で賄うこととしております。

また、資本的収支の不足額は、118億円余で、(注1)のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10億円余、減債積立金、他団体借入金償還積立金及び建設改良積立金20億円余、損益勘定留保資金87億円余で補てんするものであります。

- 11 ページを御覧ください。

3の経営成績及び財政状態、(1)経営成績であります。

総費用は、203億8,900万円、総収益は219億3,300万円で、うち給水収益は、195億1,900万円、また、当年度純利益は15億4,400万円であります。

- 12 ページをお開き願います。

(2)の財政状態であります。資産総額は、2,581億3,300万円、負債から繰延収益を除いた実質負債は680億8,100万円、資本は1,499億2,100万円であります。

- 13 ページを御覧ください。

4の未処分利益剰余金の動き及び処分(案)であります。令和3年度末の未処分利益剰余金残高は、36億3,400万円で、処分(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

15億3,000万円を減債積立金に、1億1,600万円を建設改良積立金に、500万円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てるほか、19億8,300万円を資本金に組み入れるものであります。

- 14 ページをお開き願います。

5のキャッシュ・フローであります。令和3年度は、業務活動により83億円余の増、投資活動により110億円余の減、財務活動により2億円余の増で、差引24億円余の減となり、期末残高は316億円余であります。

- 15 ページを御覧ください。

6の施設整備の概況であります。施設整備の事業費について、令和3年度執行額は131

億円余、翌年度繰越額は 76 億円余で、管路の新設、更新、浄水施設の更新等を実施するほか、栂川ダム建設事業負担金を支出するものであります。

これらの財源には、国庫補助金、企業債、他団体出資金・補助金・負担金、自己財源を充てるものであります。

- 16 ページをお開き願います。

7 の構成団体からの繰入金の状況であります。施設整備に充てた企業債の償還に係る補助金、経年施設更新整備事業や栂川ダム建設等に係る出資金等、事業収益、資本的収入、合わせて 8 億円余を繰り入れたものであります。

- 17 ページを御覧ください。

「香川県水道広域化基本計画」における、旧事業体ごとの区分経理満了時の目標値として、給水収益に対する企業債残高の比率を 3.5 倍以内、同じく内部留保資金の比率を 0.5 倍程度としておりますが、企業団全体での令和 3 年度末の実績値は、企業債残高の比率が 2.76 倍、内部留保資金の比率が 1.26 倍となっております。

なお、各事業体ごとの決算につきましては、資料 2-2 の「香川県広域水道企業団決算参考資料」に掲載しております。説明は省略させていただきますが、追って御確認ください。

水道事業会計については、以上でございます。

- 18 ページからは、第 7 号議案の「工業用水道事業会計」についてでございます。

1 の業務量につきまして、令和 3 年度の給水事業所数は、前年度から増減なく 40 事業所、年間有収水量は 2,083 万立方メートル余で前年度から微減となっております。

- 19 ページを御覧ください。

2 の予算執行状況、(1)収益的収支であります。収支差引は、税込み 1 億 5,300 万円余の黒字、給水収益は、税込み 7 億 8,500 万円余であります。

- 20 ページをお開き願います。

(2)の資本的収支の支出のうち、建設改良費は、5 億 700 万円余であります。また、建設改良費の翌年度への繰越額は 1 億 900 万円余で、その財源として、(注 2)のとおり、

4,000万円余を企業債及び6,800万円余を自己資金で賄うこととしております。

また、資本的収支の不足額は、5億7,900万円余で、(注1)のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,400万円余、減債積立金、建設改良積立金及び他団体借入金償還積立金1億3,800万円余、損益勘定留保資金3億9,600万円余で補てんするものであります。

- 21 ページを御覧ください。

3の経営成績及び財政状態、(1)経営成績であります。

総費用は、6億4,300万円、総収益は7億5,200万円で、うち給水収益は、7億1,400万円、また、当年度純利益は1億900万円であります。

- 22 ページをお開き願います。

(2)の財政状態であります。資産総額は、97億1,700万円、負債から繰延収益を除いた実質負債は25億400万円、資本は63億7,900万円であります。

- 23 ページを御覧ください。

4の未処分利益剰余金の動き及び処分(案)であります。令和3年度末の未処分利益剰余金残高は、2億4,700万円で、処分(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

4,300万円を減債積立金に、6,600万円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てるほか、1億3,800万円を資本金に組み入れるものであります。

- 24 ページをお開き願います。

5のキャッシュ・フローであります。令和3年度は、業務活動により3億6,200万円の増、投資活動により4億6,200万円の減、財務活動により9,400万円の減で、差引1億9,400万円の減となり、期末残高は16億9,200万円であります。

- 25 ページを御覧ください。

6の施設整備の概況であります。施設整備の事業費について、令和3年度執行額は4億9,400万円、翌年度繰越額は1億900万円で、管路の更新を実施するもので、この財源には、企業債及び自己財源を充てるものであります。

- ・次に、報告事項について、御説明させていただきます。まず、決算に関連するものです。
- ・27 ページをお開きください。

令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算及び工業用水道事業会計予算の繰越しについてでございます。

まず、水道事業会計の営業費用につきましては、9,400万円を翌年度に繰り越すものがあります。

- ・28 ページをお開きください。

建設改良費につきましては、上の表のとおり73億100万円を翌年度に繰り越すもので、その主な内容としましては、(注)のとおり、管路施設整備、浄水場・ポンプ場・配水池等施設整備、電気・機械設備整備、ダム負担金であります。

なお、繰越理由といたしましては、地元や関係機関との協議・調整に不測の時間を要し、年度内完了が困難となったことなどがございます。

その他、下表のとおり、いわゆる事故繰越として、3億9,000万円があります。

- ・次に、29 ページを御覧ください。

工業用水道事業会計の営業費用につきましては、600万円を翌年度に繰り越すものであります。

また、下表のとおり、建設改良費につきましては、1億900万円を繰り越すもので、その主な内容としましては、管路施設整備であります。

なお、繰越理由といたしましては、関係機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が困難となったことなどがございます。

- ・30 ページをお開きください。

資金不足比率の報告であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく資金不足比率を報告するものであり、水道事業会計、工業用水道事業会計とも、資金不足の状態にはございません。

- ・続きまして、債権の放棄について御報告させていただきます。

31 ページを御覧ください。

香川県広域水道企業団債権管理条例第14条第1項の規定に基づき、水道料金債権3,300万円余を、令和4年3月31日に放棄したものであります。

放棄した主な理由は、消滅時効にかかる時効期間が経過したものであり、そのほか、債務者の死亡や破産等にかかるものであります。

報告事項については、以上でございます。

(質疑応答)

●議長

- ・ただいま、事務局から説明のありました内容につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

●委員

- ・今回の提案につきましては、コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けております生活者及び事業者の皆様へ、広く確実にご負担の軽減が図れますよう、旧丸亀市水道事業の給水区域における水道の使用に係る基本料金を、他市町の方を含め一定期間、免除することをお願いするものでございます。

本市の9月議会において、香川県広域水道企業団の水道基本料金の免除に係る経費について議決いただきましたので、香川県広域水道企業団議会に御提案いただきたく存じます。

香川県広域水道企業団の皆様、また、首長の皆様には、御迷惑をおかけいたしますが、趣旨を御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長

- ・ほかに御意見、御質問はございませんか。

では、ほかに御意見等も無いようですので、議題の「(1) 香川県広域水道企業団議会への提出議案等について」は、以上といたします。

- ・次に、議題の「(2) 香川県水道広域化基本計画（施設整備計画及び財政収支見通し）のローリングについて」と議題の「(3) 料金統一化、基本計画関係スケジュールについて」、事務局から説明してください。

●事務局

- ・令和2年度に基本計画の「施設整備計画」及び「財政収支見通し」について見直しを行い、3年度にもローリングを行ったところでありますが、今般、令和3年度決算等を踏まえ、ローリングを行いましたので、その結果について、御説明します。

お手元の資料3、「香川県水道広域化基本計画（施設整備計画及び財政収支見通し）のローリングについて」を御覧下さい。

まず別添1を御覧ください。今年度の企業団全体のローリングの状況です。これから御説明する値について赤囲みしておりますので、あわせて御確認くださいようお願いいたします。

- ・それでは、1ページを御覧下さい。

はじめに、概要について御説明いたします。まず、経営状況でございます。

料金収入については、令和2年度に見直した現計画をベースとして近時の人口の減少傾向なども踏まえて試算し、平成30年度から令和9年度までの累計で約1,944億円としており、損益の累計は約155億円と、一定の利益は確保できるものと見込んでおります。

- ・次に、施設整備計画については、下の表を御覧下さい。昨年11月のローリングと今回ローリングの増減比較をしております。

①広域水道整備費は、約49億円の減。また、②経年施設更新整備は、約79億円の減額となります。一方、③その他建設改良費ですが、これには、表の下、※1のとおり、法定耐用年数を経過していない管路に係る「道路事業関連等に伴う支障移転（実質的な更新となりますが）」、こうした工事を含んでおまして、約26億円の増額となり、施設整備総額では、約102億円減の1,426億円余を見込んでいます。

なお、交付金につきましては、表の下、※2のとおり、令和5年度以降は、平成30年度からの5カ年間の実績を反映し、約32億円減の約155億円余を見込んでいます。

- ・次に、3つ目の括弧、令和9年度の区分経理満了時に遵守すべき2つの指標でございます。後ほど説明いたしますが、企業団全体としては両指標とも満たしているものの、状況としては厳しさを増しています。

- ・ 2 ページを御覧下さい。

次に、施設整備計画の主な増減事由について、御説明いたします。

初めに、「基本的な考え方」として、施設整備費が 2 指標や統一料金に及ぼす影響を考えますと、今後は、施設整備費全体として抑制基調を維持する必要があると考えています。まず、①広域水道整備費ですが、現在、令和 10 年度以降の次期施設整備計画の策定に向け、頻発化する香川用水の取水制限に備えるため、自己水源等の予備化や水融通等のリスク対応等の新たな課題に対する検討を順次、地区毎に進めているところであり、これら計画策定において現計画見直しが不可避なものについては、今回のローリングにおいて一部工事の実施時期を令和 10 年度以降とするなど見直ししています。

次に、②経年施設更新整備については、優先順位の見直しを行い、事業費平準化等を踏まえ、また、③その他建設改良費の状況をも考慮して年度間調整（令和 10 年度以降への先送り）を行っています。

なお、基本計画に示す基幹管路、具体的には導水管、送水管及び口径 400 ミリ以上の配水本管でございますが、こうした基幹管路の耐震化については、耐震化率に留意しつつ、着実な推進を図ることとしています。

- ・ 3 ページをお開き下さい。

「2 財政収支見通し」について御説明します。全体の状況についてでございます。

有収水量については、ローリングに当たり、令和 2 年度に見直した現計画をベースとして近時の人口の減少傾向なども踏まえて見直した結果、10 億 9,400 万立方メートルと見込んでいます。

次に目標指標でございます。まず、内部留保ですが、表の下の※印のとおり、広域送水管理センターの修繕引当金が、令和 9 年度末で約 26 億円残る見通しでありますことから、これを取り崩して特別利益化を行い、内部留保として計上しております。指標は 0.62 倍と、昨年度のローリング時点より、若干悪化しております。企業債残高は 3.42 倍と若干数値が良くなっておりますが、厳しい状況が見込まれるところです。

次に供給単価ですが、1 立方メートル当たり 178 円と昨年度のローリング時点と同様の

値となっています。

- ・次に特記事項ですが、琴平事業体につきましては厳しい状況であり、その財源措置について、町との協議を行っているところでございます。

「3 その他重要事項」として、まず、五名ダム再開発事業について、御説明いたします。

昨年10月の運営協議会において、新規水道用水としての水源確保は行わないこと、ただし、一方で、早明浦ダムを水源とする香川用水の取水制限が頻発化する中、異常渇水時の県民生活への影響を緩和するため、五名ダム再開発事業において、新たな備蓄水源の確保に向け、検討を進めていく旨御報告したところです。

- ・検討の結果について、別添2を御覧ください。

中ほどの2つの図面において、東かがわ市の山間部に五名ダム再開発事業の位置、また赤丸で東かがわ市帰来（きらい）他の給水エリアを示しております。

赤丸エリアへの水供給の運用について、通常時には、中ほどの左側の図面のとおり、香川用水から供給しますが、異常渇水時には、中ほどの右側の図面のとおり、五名ダムに確保した備蓄水源にて供給しようとするものです。

この赤丸のエリアは、右下の赤枠のエリアになりますが、香川用水からの供給エリアと五名ダム再開発からの供給可能エリアが重複しているエリアとなっており、異常渇水時にこのエリアに五名ダムから水供給することとなれば1.4万立方メートルの容量が必要となります。

以上を踏まえまして、「異常渇水時における香川用水調整池（宝山湖）からの水道用水供給を延命することを目的に、1.4万立方メートルの新たな渇水対策容量を五名ダム再開発の計画見直しに合わせて、新たに位置付けること」としましたので、御報告いたします。なお、事業費の負担のあり方については、県と協議中です。

- ・次に、香川用水施設緊急対策の関連事業について、御説明いたします。

別添3を御覧ください。赤色で表示しております範囲は、現在、水資源機構で実施しています「香川用水施設緊急対策事業」であり、全体事業費は38億円、そのうち企業団で

は、約 9 億円を負担しています。

水資源機構は、当事業の残区間等を後発事業として考えておりますが、相当の事業費となることも想定され、場合によっては、令和 10 年度以降の企業団財政、ひいては統一料金への影響が懸念されます。このため、企業団としましては、県内の水道用水における香川用水の重要性に鑑み、円滑な執行が図られるよう、今後、構成団体との情報共有に努め、御意見を踏まえて、水資源機構や県等、関係機関との協議を行ってまいります。

- ・本紙に戻っていただきまして、3 ページ、「4 中・長期的取組み」でございます

まず①のとおり、令和 9 年度に向けて、来年度もローリングを行い、事業体ごとの目標指標の状況を確認するとともに、②のとおり、「令和 10 年度の料金統一化に向けてのスケジュール」と整合性をとりながら施設整備計画及び財政収支見通しの策定作業を進めてまいります。

具体的には、「料金統一化、基本計画関係スケジュール」で御説明いたします。

- ・お手元の資料 4、「料金統一化、基本計画関係スケジュール」を御覧下さい。

令和 10 年度の料金統一化に向けて、令和 4 年度は、16 事業体の料金制度の現状分析や課題整理を行っているところであり、また、統一料金のあり方について御審議いただくため、学識経験者等で構成する第三者委員会を設置することとし、来年 2 月の企業団議会に設置条例を提案したいと考えております。

令和 5 年度中は、計 3 回程度の会議を予定しています。

会議では、企業団の水道料金の現況を説明し、統一料金の基本的な考え方について、御意見を伺いながら審議を進めていくこととし、令和 6 年度に第三者委員会の御審議を踏まえ、また、構成団体の御意見を伺いながら、統一料金の基本方針（案）を策定したいと考えております。

なお、東かがわ市の 2 回目の料金改定に当たっては、この基本方針（案）に取りまとめた料金統一の方向を見据えたものとする必要があると考えています。

令和 7 年度には料金制度の概案を取りまとめ、運営協議会及び企業団議会の御理解をいただいた上で、令和 8 年度に料金制度の成案を作成して、秋の企業団議会に「給水条例」

の改正案をご提案したいと考えております。

給水条例案の御議決がいただけましたら、その後、約1年半の期間において、利用者に対し丁寧に説明を行うとともに、料金システムの改修を行い、令和10年4月の統一料金の開始に向けて作業を進めてまいります。

また、料金統一のスケジュールと整合性を図りながら、統一料金の検討に必要な令和10年度以降の次期施設整備計画及び財政収支見通しの策定作業を進めてまいります。破線の枠内を御覧ください。

まず、広域水道整備計画につきましては、先程、基本計画ローリングの中で御説明したとおり、リスクの分散等危機管理にも十分配慮した次期計画を策定することとしており、これを視野に入れて、今年度、現計画の精査を行うとともに、来年度にかけて、中讃、西讃及び高松・東讃地区を対象に基礎資料の作成を行うこととしております。検討に当たりましては、関係市町の御意見を伺いながら慎重に進めてまいります。

令和5年度には、これまでと同様に財政収支見通しと合わせて現計画のローリングを行います。

また、現有施設の健全性の評価などアセットマネジメントを行い、これにより更新需要の見通しを把握した上で、効率的かつ計画的な更新を行うための次期の経年施設更新整備計画の策定に繋げていくこととしています。

こうしたプロセスを経て、令和6年度には次期施設整備計画（概案）を策定いたします。

- ・次に右側の欄の財政収支見通しにつきましては、令和5年度には令和10年度以降の財務上の目標設定や指標のあり方など、財政収支の基本方針についての検討を進めることとしております。

令和6年度には、この検討状況や次期施設整備計画の策定状況を反映した令和10年度以降の財政収支見通しを、料金統一化基本方針（案）と一体的に検討いたします。

なお、今年度のローリングにおいて財政状況が厳しい見通しの事業者がいくつかあり、また、企業団全体としても施設整備計画の財源確保が重要な課題となっていることから、各事業者の令和9年度までの施設整備計画の見直しを行うとともに財源確保のあり方

も整理するなど、施設整備の推進と2指標の達成に向けた令和9年度までの見通しを立てることとしております。

以上の令和6年度までのプロセスを経て、令和7年度には、統一料金制度の概案を策定することとしておりますので、それと一体的に次期施設整備計画（成案）及びこれを反映させた令和10年度以降の財政収支見通しを策定することとしております。

「基本計画のローリング」等については、以上でございます。

（質疑応答）

●議長

- ・ただいま、事務局から説明のありました内容につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

（意見なし）

では、御意見等も無いようですので、議題の「(2) 香川県水道広域化基本計画（施設整備計画及び財政収支見通し）のローリングについて」と議題の「(3) 料金統一化、基本計画関係スケジュールについて」は、以上といたします。

- ・次に、議題の「(4) 企業長の任命について」事務局から説明してください。

●事務局

- ・資料5「企業長の任命について（案）」を御覧ください。

企業長は、企業団を統括し、これを代表するものでございます。

その任命に当たりましては、各構成団体からあらかじめお伺いした意見などを踏まえ、企業長を池田豊人香川県知事をお願いする案をお諮りするものでございます。

なお、本日の協議会にお集まりの委員の皆様は、企業長の任命権者又は任命権者の意を受けた方であり、本案について承認されれば、これをもって香川県広域水道企業団規約第9条第2項の規定による企業長の共同任命が行われたこととなります。

（質疑応答）

●議長

- ・ただいま、事務局から説明のありました内容につきまして、御意見、御質問はございま

せんでしょうか。

●委員

- ・企業長の任命について発言させていただきます。

御案内のとおり、香川県広域水道企業団は、県と直島町を除く県下8市8町で構成されており、これまで浜田前知事に企業長をお願いしていたところであります。

今後におきましては、同じような趣旨で、池田豊人知事に企業長をお願いしたい旨を申し上げ、発言を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

●議長

- ・ほかに御意見、御質問はございませんか。

(意見なし)

- ・それでは私が企業長に10月24日付けで任命をいただくという事で、皆様の御協力を得ながら努めてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

今後とも企業団が将来に渡り、安全で安心な水道水を安定的に供給できる運営基盤が確立できるように努めてまいりたいと思います。

また、大西高松市長、谷川宇多津町長、高木副企業長には、「副企業長」として補佐賜りますようお願い申し上げます。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

議題の「(4) 企業長の任命について」は、以上といたします。

- ・本日の議事は以上ですが、ほかに企業団の事務に関する事で、何か御発言はありませんか。

(発言なし)

では、御意見等も無いようですので、以上といたします。

- ・委員の皆様の御協力により、本日の協議会が円滑に終了できましたこと、御礼申し上げます。

●司会 閉会